

沿道施設である休憩所に係る「都市計画法第34条第9号」の運用基準 新旧対照表

新	旧
<p>沿道施設である休憩所に係る「都市計画法第34条第9号」の運用基準</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略) 休憩スペースの面積には、<u>自動車の運転者及び同乗者が休憩スペースを利用するために必要不可欠な便所及び廊下（専ら通行の用に供する部分に限る）等の共用部分の面積を含むことができる。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>審査上の留意点  <u>基準5 休憩所施設に、飲食物売場、物産品売場を含む場合、休憩スペースの面積に算入をすることができる廊下は、建築物と一体となって固定されている間仕切り壁により売場と廊下が区切られる等、専ら通行の用に供する部分とする。（廊下と売場が兼用している部分は含まない。）</u></p>	<p>沿道施設である休憩所に係る「都市計画法第34条第9号」の運用基準</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略) 休憩スペースの面積には、<u>便所、廊下等、自動車の運転者及び同乗者が休憩のために利用できる共用部分の面積を含むことができる。</u></p> <p>6～9 (略)</p>